

意見書案第1号

国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める
意見書について

国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書を次のとおり
提出するものとする。

平成26年3月20日提出

議会運営委員長 出合孝司

国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書

TPP交渉は、本年2月のTPP閣僚会議においても実質合意は見送られました。しかし、4月のオバマ大統領の訪日までに、実質合意と原則合意の道筋をつけ、日米首脳会談において日本側が新たな譲歩を行うことが強く懸念されています。

TPPは、聖域なき関税撤廃と一部の多国籍企業に都合のよいルール改正や、規制緩和を同時に進める危険な協定であることから、農林水産業に大打撃を与え、地域経済を衰退させるばかりでなく、国家主権を揺るがすISD条項や医療・医薬品・金融・保険、労働市場、食品の安全基準・表示制度など、国の形を変えかねない、国民の暮らしと命を危機に陥れるものです。

特に、農林水産業が基幹産業となっている北海道において、重要農畜産物5品目などの関税撤廃や関税引き下げが行われた場合は、持続的に農林水産業に取り組むことは困難となり、自然環境と地域社会の崩壊を招くことは自明の理です。

こうした中で、日本政府が国会や国民全体に対して十分な情報提供がないままに、アメリカからの完全かつ包括的な自由化要求に応じ、国会決議を逸脱するような譲歩を行うことは断じて容認できず、国益を損なうTPP合意には断固反対です。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

1. TPP交渉に関する情報開示を徹底し、交渉過程の透明性を確保するとともに、衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守すること。また、国会決議を守れない場合は、TPP交渉から脱退すること。
2. 日豪EPAなど全ての国際貿易において、多様な農業の共存を基本理念として、例外措置として重要品目の関税を維持するという基本方針を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 20 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
衆議院議長、参議院議長

意見書案第 2 号

手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書について

手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 26 年 3 月 20 日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書

手話は、音声が届かない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しくいろいろ者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語です。

一見すると手話は、日本語を手指の動きや表情に変えて表現していると思われることが多いですが、日本語に語彙や文法体系があるように、手話も言語としての語彙や文法体系を有しています。

2006 年、国連で障害者の権利に関する条約が採択され、日本はことしの 1 月 17 日に閣議決定、1 月 20 日付で締約国になりました。

また、2011 年 8 月に改正された障害者基本法の第 3 条には、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記されました。

さらに、同法第 22 条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けています。このことから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活や職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す手話言語法（仮称）を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要があります。

よって、国においては、手話言語法（仮称）を早期に制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 20 日

士 別 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第 3 号

J R 北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める 意見書について

J R 北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 26 年 3 月 20 日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

J R 北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める意見書

2011 年 5 月、負傷者 79 人を出した石勝線でのトンネル内の脱線火災事故を初め、昨年 9 月にはレールの異常放置が原因とされる函館線での貨物列車脱線事故が発生し、レール異常の放置が全道各地で見つかり、そのことにかかわる検査データの改ざん・隠ぺいなど、安全を何より優先すべき鉄道会社として絶対に許されない事態が明らかになりました。

国土交通省は、事業改善命令と監督命令の 2 つの命令を出しました。これまでの監査で問題が見抜けなかったことを教訓にして、今度こそ J R 北海道任せにせず、核心に迫った抜本的な対策を講じる必要があります。

J R 北海道は、年間延べ 1 億 3,000 万人の住民、観光客が利用しています。地域の生活と経済を支える動脈であり、安全・安心の公共交通機関を確保することが強く求められています。

よって、国においては、保線に必要な資材確保や新規職員の採用、機関車のエンジン整備の技術継承に向け、財政的な支援措置を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 20 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第4号

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書について

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年3月20日提出

議会運営委員長 出合孝司

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書

安倍首相は、今国会中にも集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に踏み切り、秋の臨時国会で関連法案を成立させようとしています。

政府は、憲法第9条において認められる自衛権の発動としての武力行使については、我が国に対する急迫不正の侵害があること、その場合にこれを排除するためほかに適当な手段がないこと、必要最小限の実力行使にとどまるべきこと、という3要件に該当する場合に限り解しています。

憲法第9条において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃に対し、実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを越えるものであって憲法上許されないとしてきました。これが確立した政府の解釈です。

集団的自衛権の憲法解釈の変更は、海外で戦争できる国づくりを進めることであり、恒久平和主義の憲法原理と立憲主義に反し、到底許されません。また、全国の集団的自衛権の行使容認に関する世論調査でも、反対が過半数を超えています。

よって、国においては、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月20日

士別市議会

(提出先) 内閣総理大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長